

## 第 140 回高知県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 平成 29 年 3 月 23 日（木）14 時 00 分～15 時 00 分
- 2 開催場所 高知共済会館 COMMUNITY SQUAR 3 階大ホール「桜」
- 3 出席委員 磯部雅彦、稲田知江子、大倉美知子、小田切泰禎、片岡万知雄、  
小坂雄一郎、竹内光生、林幸一、政岡慶子、横山桂子、橋本敏男、  
竹村邦夫、林 康夫（代理）、香西邦信（代理）、山内明（代理）、  
朝比奈正敏（代理）（計 16 名）
- 4 欠席委員 青木章泰、康峪梅、岡崎誠也、田中徹（計 4 名）
- 5 出席幹事 小椋課長補佐（政策企画課）、鍵山課長（商工政策課）、（計 2 名）
- 6 欠席幹事 神田課長（地域福祉政策課）、杉村課長（農業政策課）  
野並課長（土木企画課）（計 3 名）
- 7 事務局等 高知県土木部都市計画課、高知市建築指導課、高知市廃棄物対策課  
佐川町産業建設課（計 12 名）
- 8 傍聴人 2 名
- 9 審議事項 付議事項
  - 1）高知広域都市計画道路（3・5・38 号長浜桂浜線）の変更について
  - 2）建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位  
置の判断について
  - 3）佐川都市計画下水道（佐川町公共下水道）の変更について  
報告事項
  - 4）都市計画区域マスタープランの改訂について

---

### ■事務局

定刻になりましたので、只今から第 140 回高知県都市計画審議会を開催いたします。  
私は、本日の審議会の進行を務めさせていただきます、高知県土木部都市計画課課長  
補佐の秋元でございます。よろしく申し上げます。

本日は、当審議会委員 20 名のうち、代理委員を含め、16 名のご出席をいただいでい  
ます。当審議会条例第 5 条による会議の成立要件であります、2 分の 1 以上の委員のご  
出席をいただいでいますので、本日の審議会が成立していますことを、ご報告いたしま  
す。

また、本日の審議会は、高知県都市計画審議会運営要綱第 9 条の規定により公開とし  
ており、傍聴席を設けています。

それでは、審議に先立ちまして、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

配布資料は、表紙に記載しております、資料 1 次第、資料 2 出席者名簿、資料 3 配席  
図、資料 4 高知県都市計画審議会条例、同運営要綱、資料 5 議案書、資料 6 - 1 第 1 号

議案説明資料、資料 6 - 2 第 2 号議案説明資料、資料 6 - 3 第 3 号議案説明資料、資料 7 - 1 報告事項説明資料、資料 7 - 2 パブリックコメントに対する意見、資料 7 - 3 意見に対する見解になります。

以上よろしいでしょうか。不足がありましたら事務局にお知らせください。

続きまして、本日ご出席をいただいている委員の皆様方のご紹介になりますが、委員改選後、2 回目の開催となりますことから、お手元の出席者名簿及び配席図による、ご紹介とさせていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要綱第 5 条に、会長が議長となって会議を主宰することとなっておりますので、磯部会長の方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ■ 会長

それでは、会長を務めさせていただいております磯部でございます。どうぞよろしくお願い致します。委員の皆様さま、お忙しい中、年度末にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

早速、議題書に従って、議事に入りたいと思いますが、その前に、当審議会運営要綱第 10 条第 3 項に、会長が会議録の署名委員を 2 名指名するということになっておりますので、指名させていただきます。今回につきましては、林委員、それから政岡委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、議事に移ります。本日は、お手元の次第にありますように、付議事項 3 件があります。それに報告事項が 1 件になります。まず、第 1 号議案であります。高知広域都市計画道路 3・5・38 号長浜桂浜線の変更について、お諮りいたします。事務局は議案の説明をお願いします。

#### ■ 事務局

高知県土木部都市計画課で計画担当チーフをしております、伊藤と申します。よろしくをお願いします。座ってご説明をさせていただきます。

お手元の資料 5 議案書の 1 ページをお開きください。第 1 号議案を朗読させていただきます。

28 高都計第 769 号、平成 29 年 3 月 3 日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。高知広域都市計画道路（3・5・38 号長浜桂浜線）の変更について。このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する、同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

次のページをお開きください。

高知広域都市計画道路の変更、高知県決定。都市計画道路中 3・5・38 号長浜桂浜線を次のように変更する。種別は、幹線街路。名称は、番号、3・5・38。路線名、長浜桂浜線。位置は、起点、高知市長浜字赤松本。終点、高知市長浜字東並松。主な経過地、高知市長浜宮田。区域は、延長約 4,210m。構造は、構造形式、地表式。車線の数、2

車線。幅員、13mです。

次のページ以降に、新旧対照表、総括図、計画図を添付しておりますが、変更理由を含め、詳細の内容につきましては、前方スクリーンで説明させていただきます。なお、スクリーンと同じ資料を、お手元の資料6-1としてお配りしていますので、あわせてご覧ください。

赤色で示している路線が長浜桂浜線になります。長浜桂浜線は、高知市清掃工場の西側、高知市長浜字赤松本を起点に、太平洋側の高知市長浜字東並松を終点とする延長約4.22km、標準幅員13mの幹線道路で、高知市中心部と南部の市街地、瀬戸・長浜地域を結ぶ、第2の幹線道路の一部として、平成8年に都市計画決定しています。このうち、青色の引き出し線で示しています、高知競馬場の西側から終点側にかけては、平成14年3月までに整備済みとなっています。

今回変更を行う箇所は、赤色の引き出し線で示している起点側から高知競馬場の西側の未整備区間になります。この区間につきましては、高知競馬場開催日において交通量が増大することを踏まえ、通過交通との輻輳を避けるために西側を通るバイパスを計画していました。

しかしながら、都市計画決定当時、競馬場開催日当たり約4千人いた来場者数は、近年は、約700人程度で推移していることから、既存の道路を活用した交通ネットワークに変更するものです。

今回の変更により、延長が10m短くなり、約4.21kmとなります。こちらが都市計画決定する既存の道路を、起点側から終点側を見た写真になります。両側に自転車歩行者道があります。

道路の幅を図で示したものが、こちらになります。上の丸Aが現在都市計画決定しています道路の計画幅になります。車道は片側1車線で、路肩を含む全幅が8m、片側に植樹帯が1.5m、自転車歩行者道が3.5mとなっています。全体の道路幅は、12.5mになりますが、都市計画では道路幅を1m単位で表しますので、13mになっています。下の丸Bが現在の既存の道路になります。車道は片側1車線で、路肩を含む全幅が8m、自転車歩行者道が両側にあり、東側は、1.5m、西側は、2.5m、また、西側には、植樹帯が1mあり、全体の道路幅は、13mになります。

こちらは、変更箇所を新旧で示したものです。黄色で着色した箇所が、都市計画道路の区域から削除する部分になり、赤色で着色した箇所が、新たに追加する区域になります。

最後に、都市計画変更の手続について説明します。まず、都市計画変更の原案を作成し、昨年12月6日から20日まで縦覧を行いました。その間に住民説明会を開催したところ、1名の出席者がいましたが、計画変更に対する意見はありませんでした。また、公聴会につきましては、公述の申出がありませんでしたので、中止しています。

その後、原案をそのまま案とし、高知市へ意見聴取したところ、案のとおりでよいとの回答をいただいています。さらに、案の縦覧を2月7日から21日まで行いましたが、意見書の提出はありませんでした。本日、当審議会で案のとおり答申をいただきますと、変更の告示を行うこととなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

#### ■ 会長

ありがとうございました。只今の第1号議案長浜桂浜線について、ご意見、ご質問等はございませんか。

それでは、ご質問等はございませんようですので、第1号議案については「原案のとおり」答申することにご異議ございませんか。

～異議なし～

それでは、第1号議案は「原案のとおり」答申することといたします。

続きまして、第2号議案、建築基準法第51条、ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について、お諮りいたします。

事務局は議案の説明をお願いします。

#### ■ 事務局

お手元の議案書の7ページをお開きください。第2号議案を朗読させていただきます。

28高都計第769号、平成29年3月3日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。建築基準法第51条、ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について。

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁が許可する場合、都市計画審議会において、敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり審議会に付議します。

こちらの議案は、特定行政庁である高知市長からの付議事項ですので、詳しい説明を高知市から行ったあと、最後に、高知県の見解を説明させていただきます。

#### ■ 高知市建築指導課

高知市建築指導課、建築指導担当係長の島本と申します。私からは、建築基準法第51条のただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について、ご説明させていただきます。

資料は、「第2号議案説明資料」をご覧ください。

次のページをご覧ください。説明項目としまして、高知市から、「施設の概要」、「手続きの流れ」、「建築基準法第51条のただし書き」、「産業廃棄物処理施設について」の順で

説明をいたしまして、最後に、事務局から高知県の見解を説明させていただきます。なお、説明の前に、少し産業廃棄物につきましてふれたいと思います。

事業活動に伴って発生した廃棄物である事業所ごみには、一般廃棄物と産業廃棄物に別れます。そのうち産業廃棄物は、燃えガラ、汚泥、廃プラスチック類、ゴム・金属・ガラスくず、がれき類、など廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法において定められた20品目をいいます。なお、この廃棄物処理法では、廃棄物の排出を抑えつつ、発生した廃棄物はリサイクルする等の適正な処理をすることで、生活環境が安全に守られることを目的としています。

また、廃棄物を処理する施設のうち一定規模の処理能力を超える施設につきましては、廃棄物処理法による許可と建築基準法による敷地位置の許可が必要となります。

続いて1ページをご覧ください。今回ご審議いただく施設の概要を説明いたします。

申請地は、高知市朝倉字アジロ山己で、高知広域都市計画区域内、また、市街化調整区域に位置しております。施設の種類としましては、中間処理施設と最終処分場を有する産業廃棄物処理施設で、事業者は株式会社国見開発工業です。また、敷地面積は、全体で20432.5㎡で約2ヘクタールになります。施設の現状としましては、中間処理施設で焼却、圧縮、減容固化、選別切断、分離作業等を行いまして、最終処分場で埋め立て処分を行っています。

今回、中間処理で能力を増やすため、廃棄物処理法で設置許可を受けた汚泥・廃油・廃プラスチック・その他の産業廃棄物などを処理する焼却施設を設置する予定で、その着工前に、本審議会において、その設置にあたり、都市計画上、その敷地の位置について支障がないか、ご審議いただきたいと思います。

2ページをご覧ください。次に、法的な手続きを含めた全体の流れをご説明します。

画面左の方が廃棄物処理法に基づくもの、画面中央の方が建築基準法に基づくものになります。画面左の廃棄物処理法の手続きについてですが、法第15条に基づく施設の設置許可申請を行う前に、事業者は、事前に「環境影響評価書」いわゆる環境アセスメントを実施しております。これにより、施設の設置に係る生活環境の保全上の見地において大気質、騒音、振動、悪臭、交通量、などの項目で、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると判断されております。

その後、事業者は高知市の廃棄物対策課へ、昨年6月1日に廃棄物処理法に基づく許可申請を行いまして、書類審査、告示・縦覧、関係市町村への意見聴取、利害関係者からの意見書の受付、高知市産業廃棄物処理施設設置審議会での審議を経まして、本年1月12日付で許可を受けております。なお、利害関係者からの意見書の提出はございませんでした。

一方、建築基準法第51条ただし書きに基づく許可を得るために、事業者は高知市建築指導課へ、本年1月20日に許可申請を行いまして、これを受け先月2月10日付で高知市長は高知県知事あてに都市計画審議会へ付議依頼を提出しております。

そして、本審議会でご審議いただきまして、処理施設の敷地の位置について支障がないとの答申をいただきますと、建築基準法第51条ただし書き許可がされることとなります。その後、必要に応じて建築確認申請等の手続きが行われ、施設の設置工事に取りかかることとなります。

続いて3ページをご覧ください。建築基準法第51条についてご説明します。建築基準法第51条では「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築、増築してはならない。」と定められています。

これは、これらの施設や構成する建築物などが、都市計画上、欠くことができない重要な施設である半面、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす可能性がある施設であることから、新設や増築に際して施設の必要性や敷地の位置について判断するものとして、都市計画決定の手続きを踏むという趣旨になっております。こちらの施設はいわゆる高知市の所有する施設ということで、例えば斎場や市場、ポンプ場、こういった施設が該当致します。

今回は、申請のありました施設は、これらのうちその他政令で定める処理施設ですけれども、都市施設として都市施設の決定はされていない民間の産業廃棄物処理施設となります。このため、都市計画施設として決定されていないものとして、ただし書きの方の許可を受ける必要がございます。ただし書きは、特定行政庁が都道府県都市計画審議会、その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会の議を経て、敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は、政令で定める、規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではない、と定められております。

この規定によりまして、都市計画決定がされていない民間の処理施設においても、都市計画審議会の議を経て許可された場合もしくは、政令で定める規模の範囲内であれば、これら施設の新築、増築が可能であるということになっております。

この都市計画審議会の方ですけれども、その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、という規定がございますが、産業廃棄物処理施設については、高知県都市計画審議会の議を得ると定められているため、今回は本審議会において、その敷地の位置が都市計画上支障がないかご審議をいただくこととなります。

続きまして4ページをご覧ください。産業廃棄物処理施設についてですが、これは、申請箇所の周辺の航空写真です。当該施設は、県道高知春野線で神田トンネルの南出口から、西に約1km程進んだ位置にあります。高知市の朝倉と春野町の境に位置しております。申請地周辺は、大部分が山林という状況です。周辺には、砕石工場や霊園などが山林の中に点在していますが、隣接した住宅地は存在しません。また、申請地は市街化調整区域となっておりますので、今後も市街化に発展する可能性は少ないと考えられ

ます。

続いて5ページをご覧ください。これは施設までの道路の状況になります。右上の1番は、県道高知春野線の神田トンネルを南に出たところの写真で、ここから脇にそって西側に進みます。写真2番の分岐箇所を左折しまして、緑に覆われた山道を進みまして、3の分岐を右に進みますと4の施設の入口にたどり着きます。

続いて6ページをご覧ください。これは、処理施設の全景を上空から見たものになります。赤く着色した箇所に今回申請された焼却施設が設置される予定でして、西側から写真を撮りましたaと東から撮りましたbの二方向から写しております。敷地全体の西側が中間処理施設で東側が最終処分場となっております。今回の処理施設は中間処理施設側に位置しております。

続いて7ページをご覧ください。これは、焼却施設の断面図と完成した場合のイメージ写真になります。このように、今回の産業廃棄物処理施設といたしましては、建築基準法においても建築物には該当しません。平面的に見た場合は、おおよそ30m×15m程度で、プラント施設といったほうが適切と考えられます。

この施設で焼却処理を行う産業廃棄物の種類としましては、量的にみれば、今のところ廃プラスチック類、例えば、事業所から発生する発泡梱包材や塩化ビニール類や塗料カスや合成ゴムでできたタイヤなど、こういったものが最も多くなると見込まれております。

なお、この焼却施設ですが、廃棄物の中間処理施設として、燃焼効率を高めて焼却処理することで廃棄物の減容化を進めつつ、排熱も再利用することでエネルギーの効率的な活用を進めて最終的に埋め立ての処分量も減らせることにつながり環境負荷を軽減することができるものです。

最後に8ページをご覧ください。これは廃棄物処理法の許可申請前に行われました周辺の生活環境に関する影響を評価した、いわゆる環境アセスメントの内容についてふれます。これは第三者機関としまして株式会社東洋電化テクノリサーチが行ったものでして、評価の主だった項目といたしましては、大気質、騒音、振動、悪臭、水質など、すべての項目において基準値を下回る結果で、施設を設置することによる環境への影響は軽微であると評価されております。

焼却施設が設置された後は、大気質についてはモニタリング調査を行い、大気帽子汚染法など関係法令もふまえ定期検査やネットでの公表が行われていきます。

また、廃棄物処理法では、施設の使用前に検査を行ったうえ、基準に適合した後に使用が開始されます。さらに、維持管理につきましても施設が廃止するまで、技術上の基準・維持管理計画に適合させることが求められております。

環境影響評価の内容につきましては、高知市産業廃棄物処理施設設置審議会の場において、専門的知識を有する者からの意見聴取が行われた上で審査が進められて、許可証の交付に至っておりますし、高知市の産業廃棄物処理指導要綱で隣接地の土地所有者の同

意並びに施設の敷地境界から 300m 以内の地域住民の 3 分の 2 以上の同意は得ており要綱にも適合しています。また、縦覧に置いては利害関係者からの意見もございませんでした。

以上のとおり、廃棄物処理法においては、すでに正式な手続きを踏みまして、手続きは終了しておりますので、今回は、都市計画上、その敷地の位置について支障がないかにつきまして、ご審議をお願いします。

施設についての説明は以上となります。

#### ■高知県都市計画課

続きまして 9 ページをご覧ください。高知県の見解をご説明させていただきます。まず、産業廃棄物処理施設を設置する敷地につきましては、市街化調整区域にあり、県の方針としまして、区域区分は継続していくこと、また、人口減少化において市街化区域の拡大は、原則行わないこととしていることから、今後も現在の土地利用状況から大きく変化する見込みはないと考えております。

また、今回の付議にあたり、まちづくりの主体である高知市長から、都市計画上支障はないものと考えているとの見解も示されております。

さらに、産業廃棄物処理施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境影響評価の結果なども踏まえ、処理施設の許可権者である高知市長から既に許可されていることから、当該施設の敷地の位置については、都市計画上支障はないと判断しています。

以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

#### ■会長

どうもありがとうございました。只今の「第 2 号議案」について、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

それでは、第 2 号議案につきまして「原案のとおり」答申することにご異議ございませんか。

～異議なし～

それでは、第 2 議案については「原案のとおり」答申することといたします。

続きまして、第 3 号議案、佐川都市計画下水道佐川町公共下水道の変更について、お諮りいたします。

事務局は議案の説明をお願いします。

#### ■事務局

第 3 号議案につきましては、佐川町からの付議事項になります。これは、都市計画法



第 19 条第 1 項に基づくもので、佐川町に都市計画審議会を置いていないため、高知県の都市計画審議会の議を経て、佐川町が都市計画を決定をするものです。よって、議案の説明は、佐川町から行わせていただきます。

#### ■佐川町産業建設課

お手元の議案書の 11 ページをお開きください。第 3 号議案を朗読させていただきます。

佐産第 1157 号、平成 29 年 3 月 3 日。高知県都市計画審議会会長様。佐川町長 堀見和道。佐川都市計画下水道佐川町公共下水道の変更について。このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する、同法第 19 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

次のページをお開きください。佐川都市計画公共下水道、佐川町公共下水道を廃止する。変更理由及び次のページ以降に添付しています新旧対照と総括図につきましては、前方のスクリーンで説明させていただきます。スクリーンと同じ資料を、資料 6-3 としてお手元にお配りしていますので、あわせてご覧ください。

それでは、佐川都市計画下水道佐川町公共下水道の変更について、ご説明させていただきます。

佐川町においては、公共用水域の水質保全と快適で衛生的な生活環境の改善に寄与することを目的として、平成 8 年 3 月に佐川町公共下水道を都市計画決定しました。資料の右側に位置図として赤着色している範囲が公共下水道処理区域となります。人口の集中する町の中心部を計画処理区域としており、その内容につきましては、計画処理面積 97ha、計画処理人口 6,000 人、計画汚水量 3,290m<sup>3</sup>/日、佐川浄化センター 9,600 m<sup>2</sup>となっております。

次ページをご覧ください。次にこれまでの都市計画決定の経緯についてご説明いたします。

まず、平成 8 年 3 月に排水区域を 97ha、処理施設を佐川浄化センター 9,600 m<sup>2</sup>とする都市計画の決定をしております。説明資料中、左下に計画平面図として処理区域を表示しております。次に平成 12 年 12 月に都市計画の変更をしております。これは、処理施設である佐川浄化センターの処理場面積を変更するものであり、コンポスト施設を追加することにより、9,600 m<sup>2</sup>から 16,000 m<sup>2</sup>に変更いたしました。事業につきましては、事業期間が長期にわたることから、都市計画決定 97ha のうち、約半分にあたる 49ha 紫着色の範囲の事業認可を受け事業を開始いたしました。

次ページをご覧ください。都市計画決定から現在にいたる事業経過についてご説明いたします。資料の左側に今までの事業の経緯を記載しております。

平成 8 年 3 月に佐川都市計画下水道の決定をし、下水道法・都市計画法の事業認可を受け、事業に着手しております。平成 12 年 12 月に先ほど説明いたしました都市計画決定の変更を経て、平成 13 年 2 月に下水道法・都市計画法の事業認可の変更となりました。

翌年の平成 14 年 2 月には汚水幹線のルート変更に係る事業認可変更を行っております。

事業着手から工事完成予定の平成 38 年 4 月までに、順次、事業を推進していく予定でしたが、財政状況の悪化や、高知国体に関連する施設の整備事業や学校施設の老朽化対策となる佐川中学校建設事業などの優先度の高い緊急のプロジェクトが浮上し、予算上の制約により、必要な下水道事業費の確保が困難な状況となりました。

このことから、平成 15 年 2 月に高知県へ事業休止を申し入れ、平成 16 年 12 月の高知県公共事業再評価委員会により、審議いただいた結果、平成 24 年度の再着手を前提として、事業中止することとなりました。審議結果を受け、翌年度の平成 18 年 2 月に、中止期間中の処理面積及び処理人口を 0 とする事業認可の変更をおこなっております。

本来であれば、事業中止期間を経過したのち、事業に再着手する予定でしたが、合併処理浄化槽の普及が進んだことと併せて、世帯別意向調査により公共下水道の接続意向が少ないことや、将来推計人口が大幅に減少する見通しであることから、公共下水道への十分な接続が見込めないものと判断し、平成 23 年度において事業の廃止を申し入れました。

事業の廃止にあたり、平成 24 年 1 月に、2 回目となる高知県公共再評価委員会で審議いただくこととなり、審議結果を受けて、事業の廃止を決定することとなりました。

なお、当初の目的である公共用水域の保全と生活環境の改善については、下水道事業の代替えとして、合併処理浄化槽を推進すること、として提言をいただいております。

資料右側に示しております佐川浄化センターについては、施設整備は未着手であったものの、用地を取得済みであることから、事業廃止の方針が決定したあとは、平成 24 年から平成 26 年にかけて、関係省庁との協議を行い、取得財産である処理場用地や補助金の取り扱いに関する手続きをしております。

事業を所管する国土交通省四国地方整備局、また、起債償還などの財政に関する事項について、四国財務局高知事務所との協議を経て、平成 26 年度に取得財産等の処分行為の承認をいただくこととなりました。

今回の都市計画の変更については、下水道事業の廃止に伴い排水区域の 97ha と処理施設の佐川浄化センターについて、計画から除外するものとなります。

本来の都市計画決定の変更時期については、関係省庁との事務手続き完了後に速やかに行うべきでありましたが、本町においては、都市計画審議会がないことから、今回の高知県都市計画審議会において付議させていただくこととなりました。

適切なタイミングを逸しましたことをお詫び申し上げます。

最後に、都市計画変更の手続きについて、ご説明いたします。さきほど申し上げましたとおり、平成 23 年度に正式に事業廃止の方針が決定したところでありますが、佐川町生活排水処理構想を見直すタイミングが同時期に重なったことから、構想策定時に下水道による集合処理から、浄化槽による個別処理に方針転換することに関するパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントにおいても、意見書の提出がなかったこ

とから、生活排水処理構想の見直しを進め、その整備方針が決定したことを、佐川町ホームページで周知しております。

これを受け、都市計画（案）を作成し、平成 28 年 10 月 7 日～21 日まで都市計画（案）の縦覧を行いました。この縦覧期間中に、案に対して意見のある方は意見書を提出することができましたが、意見書の提出はありませんでした。

そして、本日の審議会へお諮りし、了承を得られましたら、都市計画の変更を決定することとなります。

以上で、佐川都市計画下水道佐川町公共下水道の変更についてのご説明を終わります。

#### ■会長

どうもありがとうございました。只今の「第 3 号議案」について、ご意見、ご質問等はございませんか。

ございませんか。それでは、第 3 号議案につきまして「原案のとおり」 答申することにご異議ございませんか。

～異議なし～

それでは、第 3 議案につきましては「原案のとおり」 答申することといたします。

続きまして、報告事項に移ります。事務局は説明をお願いします。

#### ■事務局

それでは、都市計画区域マスタープランの改訂について、ご報告させていただきます。

皆様のお手元には、前方のスクリーンと同じものを、資料 7-1 報告事項説明資料としてお配りしていますので、あわせてご覧ください。

また、都市計画区域マスタープランの素案及び概要版をお配りしています。お配りしていますのは、高知広域、東部、中央、高幡、幡多の 5 つの都市計画区域マスタープラン及び概要版になります。

まず最初に、本年度の検討経緯について説明させていただきます。2 ページをご覧ください。本年度は、12 月 3 日～16 日までの間、都市計画区域を持つ 20 市町において、住民説明会を開催し、その後、1 月 20 日まで、パブリックコメントを実施しております。

ここでは、2 名の方から意見が出されています。パブリックコメント実施中の 12 月 22 日には、第 139 回都市計画審議会において、委員の皆様には状況報告をさせていただき、その後、1 月 25 日から 2 月 8 日の間で、県庁内の各課と各市町への意見照会を実施しました。

本日の審議会では、パブリックコメント等で提出されました意見の内容と、その対応

について、ご報告させていただき、改訂素案を確定したいと考えています。また、あわせて来年度の改訂に向けた法定手続きのスケジュールについて、ご説明させていただきます。

まず、パブリックコメントでは、2名の方から意見をいただいております。1名は、東部圏域都市計画区域マスタープランに関わる意見、もう1名は、高知広域及び中央圏域都市計画区域マスタープランに関わる意見です。

皆様のお手元には、資料7-2、7-3として、パブリックコメントに対する意見及びその見解について、資料をお配りしております。それでは、要約したものを3ページからご説明させていただきます。

それでは、パブリックコメントで提出されました2名の方の意見について、意見の要旨と対応方針をご説明いたします。まず、安芸市のAさんから東部圏域都市計画区域マスタープランに関わる意見をいただきました。意見の要旨は、6項目になります。

まず、1つ目が、南海トラフ地震等の対策で、巨大災害時に防災拠点となるよう公共施設を安全なエリアに新しく建設してほしい。2つ目が、市町村間の広域連携で、広域連携を進め、安芸市が東部地域の要となるコンパクトシティを実現してほしい。3つ目が、産業の活性化で、地元野菜の販売の場の確保や、森林資源を生かした政策を実施してほしい。4つ目が、水害対策で、大雨時の川の氾濫を防ぐため、排水路やポンプの設置等の対策を実施してほしい。5つ目が、定住者の増加で、看護学校設立計画を推進し、若い人材を地域に定住させて欲しい。6つ目が、都市計画の策定体制で、国、県、市が一堂に会する場を設け、都市計画を策定してほしい、です。

これらの意見につきましては、改訂素案の方針に記載しており、修正は行わないこととしています。

次のページをお開きください。具体的に記載している内容がこちらになります。まず、巨大災害時に防災拠点となるよう公共施設を安全なエリアに新しく建設してほしい、に対しましては、2都市計画の目標、(4)まちづくりの考え方と方向性のハード・ソフトの多重的な災害対策や、4主要な都市計画の決定の方針、4-4都市防災に関する都市計画の方針の総合的な対策に記載があり、津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策として、被災を受ける可能性の高い地域の都市機能や住宅地を対象とした、高台移転及び現地での高層化・耐震化などの検討を進めることとしています。

次のページをお開きください。次に、広域連携を進め、安芸市が東部地域の要となるコンパクトシティを実現してほしい。に対しましては、2都市計画の目標、(4)まちづくりの考え方と方向性の都市機能の適正な配置に記載があり、安芸市中心部を周辺地域への都市的サービス等を供給する「圏域拠点」に位置付け、多様な都市機能の集積・拡充を図ることとしています。

次のページをお開きください。次に、地元野菜の販売の場の確保や、森林資源を活かした政策を実施してほしい、に対しましては、2都市計画の目標、(4)まちづくりの考

え方と方向性の地域資源を活かした圏域ブランドの確立に記載があり、豊かな自然の恵みを活かした新たな資源を発掘し、付加価値を高め、圏域ブランドの確立を図ることとしております。

次のページをお開きください。次に、大雨時の川の氾濫を防ぐため、排水路やポンプの設置等の対策を実施してほしい、に対しましては、2都市計画の目標、(4)まちづくりの考え方と方向性のハード・ソフトの多重的な災害対策や、4主要な都市計画の決定の方針、4-4都市防災に関する都市計画の方針の浸水被害対策に記載があり、河川や下水道の整備を進め、水害を防止することとしております。

次のページをお開きください。次に、看護学校設立計画を推進し、若い人材を地域に定住させてほしい。に対しましては、2都市計画の目標、(4)まちづくりの考え方と方向性の交流人口の増加と人口の定着に記載があり、移住や転出抑制など人口の定着を目指し、秩序ある土地利用や生活基盤の整備による快適で質の高い居住環境を創出することとしております。

最後に、国、県、市が一堂に会する場を設け、都市計画を作成してほしい、に対しましては、区域マスタープランは、国土交通省四国地方整備局や県庁内の各課、関係市町と連携を図りながら作成しており、今後も引き続き、調整を密にとりながら、計画作りに取り組むこととしています。

次のページをお開きください。続きまして、東京都のBさんから、高知広域及び中央圏域都市計画区域マスタープランに関わる意見をいただきました。

意見の要旨は、公共交通に関わる4項目になります。1つ目が、JR土佐山田駅から佐川駅間を複線化してほしい。2つ目が、駅周辺に駐車場を整備し、パークアンドライドを推進してほしい。3つ目が、路面電車を高知駅以北へ延伸し、利用者を増加してほしい。4つ目が、空港から観光地へのアクセスを改善してほしい、です。

これらの意見につきましては、改訂素案の方針に記載しており、修正は行わないこととしております。

具体には、高知広域都市計画区域マスタープランでは、3主要な都市計画の決定方針、3-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針、(1)交通施設の都市計画の決定の方針に、また、中央圏域都市計画区域マスタープランでは、4主要な都市計画の決定の方針、4-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針、(1)交通施設の都市計画の決定の方針に記載しており、公共交通は、高齢者をはじめとする地域住民、また、本県を観光で訪れる人々の重要な移動手段であり、誰もが過度に自動車に依存することなく生活できる持続可能で利便性の高い公共交通体系の実現に向けた取組を行っていくこととしており、いただいたご意見につきましては、今後の公共交通施策の参考にさせていただくこととしております。

以上、2名の方からの意見と県の回答となります。この内容につきましては、意見をいただきました方に回答するとともに、県のHPで公開することとしております。

次のページをお開きください。続きまして、県庁内の各課及び各市町への意見照会結果につきまして、ご説明いたします。

いただいたご意見は、大きく分けて2つあります。まず、1つ目が、東部圏域都市計画区域マスタープランの4主要な都市計画の決定の方針、4-4都市防災に関する都市計画の方針の地震・火災・津波対策について、県の南海トラフ地震対策課から、高台移転の検討及び高台のない沿岸部の対策について、記載してはどうかと意見がありました。

これを踏まえ、地震・火災・津波対策に、津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策として、被災を受ける可能性の高い地域の都市機能や住宅地を対象とした、高台移転及び現地での高層化・耐震化などの検討を進めること。

また、高台のない沿岸部には、津波避難タワーなどの配置で適切な避難場所を確保し、住民が効果的に避難できるよう、防災意識の向上に努め、また、海岸や河川の保全施設等の整備を行い、津波被害の軽減に努めることについて、記載することとしました。

次に、2つ目が、高知広域都市計画区域マスタープランの土地利用の方針図について、高知市から、コンパクトシティの推進に伴う旭の商業地の位置づけと、香美市、南国市から、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを行うための地区計画として、高知テクノパークと、南国日章工業団地の位置を方針図に反映してほしいとの意見をいただきましたので、方針図に表記することとしました。県庁内の各課及び各市町の意見への対応は以上です。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。本日の審議会への報告をもちまして、都市計画区域マスタープランの素案の確定とさせていただきます、来年度からは、マスタープランの都市計画決定に向けた法定手続きに入りたいと考えています。

流れとしましては、この素案を原案とし、都市計画変更（原案）の縦覧、住民説明会、公聴会を開催し、これを踏まえ案を作成し、県庁内、関係市町へ意見聴取後、案の縦覧と縦覧期間中の意見書を踏まえ、都市計画審議会にお諮りしご承認いただけると、告示することとなります。

以上が都市計画区域マスタープランの改訂についての報告です。よろしく申し上げます。

#### ■会長

どうもありがとうございます。只今の報告事項について、ご意見、ご質問等はございましたらお願い致します。都市計画区域マスタープランの改訂の現状でございます。

ございませんか。それでは、特に、ご意見、質問がないようですので、報告事項については、これで終わります。どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議につきましては、これで終了いたします。進行を事務局へお返しします。ご協力どうもありがとうございました。

## ■事務局

委員の皆さま、ご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第140回高知県都市計画審議会を閉会しますが、最後に前回の第139回都市計画審議会におきまして、ご意見をいただいておりますので、事務局より現在の状況についてご報告させていただきます。

前回の都市計画審議会でも2点ご意見をいただいておりますので、現在の状況についてご報告させていただきます。

1点目は、都市計画道路佐賀四万十線のイメージを掴んでいただくために、VRを活用した映像を見ていただきましたが、バーチャルの映像は大変分かりやすいので、一般の方が見えるようにホームページなどで公開してもらいたい、というご意見でした。

このことにつきましては、国の方から来年度予算成立後の新規事業採択されるタイミングで公表したいと聞いております。もうしばらくお待ちいただければと思います。

次に2点目は、本日も報告させていただきましたが、都市計画区域マスタープランの改訂に関することです。市街化調整区域の空き家については、規制が厳しいので、活用しやすいようにできないか、というものでした。

このことにつきましては、県が開発許可権限を有しています高知市以外の南国市、香美市、いの町において、空き家の活用は、県の重要な施策である移住の促進や津波からの高台移転につながることから、空き家の賃貸を認める規制緩和を平成26年度から行っております。現在もその規制緩和の内容について、必要に応じて見直しを行うよう市町村と継続的に協議を行っております。

以上、前回いただきましたご意見について、現状を報告させていただきます。

それでは、第140回高知県都市計画審議会を閉会いたします。

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

以上

以上の会議の経緯を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

第140回高知県都市計画審議会

会議録署名委員 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_